

民間(七会)連合協定 リフォーム工事請負契約約款

改正建設業法（令和6年6月）対応追記

（対応追記は下線部分）

第13条 工事の変更、工期の変更、工事請負代金額の変更

- (1) [省略]
- (2) [省略]
- (3) [省略]

- (4) 本条（1）ないし（3）により工事の内容の追加又は変更もしくは工期の変更があったとき、又は契約期間内に経済事情の激変などによって工事請負代金額が明らかに適当でないと認められるときは、発注者又は受注者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる工事請負代金額の変更を求めることができる。

なお、請負代金額を変更するときは、工事費内訳書（合意資料）の単価による。